平成28年7月から被扶養者の 認定基準及び取扱いを一部変更いたします!6

~ 今月は、既に認定している被扶養者の取扱いについてお知らせします ~

[認定基準及び取扱い]を一部変更するに伴いまして、新規に認定される方と既に認定されている方の均衡を図るため、公正 な取扱いとなるよう既に認定されている被扶養者について、次の内容を確認させていただきます。

■ (1) 仕送りを要件とする被扶養者について

- ア. 現在、認定要件に仕送りが含まれている方を扶養している組合員には、仕送り額の取扱い変更に 係る通知を所属所を通じて送付することを予定しております。
- イ. 平成28年7月1日以降は、当該基準に基づく仕送り額が扶養認定の要件となりますので、要件を 満たす仕送り額に変更いただくとともに、後日、改めて仕送り額

に関する書類(送金証明書等)を提出していただきます。 なお、次に該当しない場合は、被扶養者資格を継続できなくな りますのでご注意願います。

仕送り額は、別居の認定対象者の収入額を上回る額とし、か つ、その合算額が130万円以上になること。



■ (2) 年間収入が組合員の収入の1/2を超える被扶養者について

認定基準の変更に伴い被扶養者の年間収入が、組合員の年間収入の 1/2を超える場合は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」 に該当しないため、認定取消となります。

なお、この取扱いについては、平成28年度扶養状況調査の際の提出書類 を確認し認定要件を欠くこととなった場合は、所属所を通じて通知します。

組合員の年間収入=基本給料月額×12月×1.25 (手当率)+賞与相当分



■ (3) 父母または父母いずれかが被扶養者となっている場合について

夫婦相互扶助の観点から父母の収入を合算し、基準で定める 「父母等の被扶養者資格収入基準額」以内であるかを確認さ せていただき、基準額を超える場合は、所属所を通じて通知い たします。



■ (4) 認定基準の変更に伴う資格喪失の取扱いについて

提出いただいた書類等により(1) ~ (3)に該当し認定要件を欠くこととなった場合は、取消申告書 を提出いただきます。なお、取消日は平成29年1月1日を予定しております。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306